

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（945））

2. 日 時：平成30年5月15日 10時00分～11時45分  
15時30分～16時45分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、  
千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、  
竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他16名

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部建築耐震グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力建築室 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、5月8日、14日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書及び津波への配慮に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<地震観測記録を踏まえた耐震評価>

- 「表1 設備の固有周期と床応答スペクトルの適用の有無」に減衰定数を追記すること。
- 設備の評価に応じた減衰定数（2%以外）も考慮してスクリーニングしていることを明確にして提示すること

<原子炉格納施設の基礎に関する説明書>

- 建設時工認から変更しない「荷重状態Ⅰ」の評価について、申請対象外とはせず、技術基準規則第17条への適合性の記載について整理して提示すること。
- 荷重の組合せについて、先行プラントとの違いを根拠とともに整理して提示すること。

<防潮堤ルート変更後の敷地に遡上する津波の浸水深及び流速>

- 確認結果の対象としている施設について、対象とした根拠が明確になるように整理して提示すること。

<非常用海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について>

- 「非常用海水ポンプ」は許認可における正式な設備名称ではないので、正式な名称とするか「非常用海水ポンプ」を定義して記載すること。
- 第1表「軸受摩耗試験条件」について、「回転数」は「回転周速度」に修正すること。
- 軸受摩耗試験結果から比摩耗量を算出した過程を詳細に示すとともに、比摩耗量の算定式と許容隙間、軸受寿命との関係を整理して提示すること。
- 軸受の詳細がわかる図を提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について
- ・ 地震観測記録を踏まえた耐震評価
- ・ 原子炉建屋基礎盤の耐震評価
- ・ 鋼製防護壁の上部構造と下部構造の接合部の評価
- ・ 立坑構造物の解析モデルの変更について
- ・ 防潮堤ルート変更後の敷地に遡上する津波の浸水深及び流速
- ・ 非常用海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について